

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年5月23日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600304号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700006号

## 第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和42年1月31日から同年2月1日に訂正し、昭和42年1月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

昭和42年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和42年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年1月31日から同年2月1日まで

昭和37年9月にB事業所に入社し、昭和42年4月に退職するまで、同社及び同社のグループ会社であるA事業所に継続して勤務していたが、年金記録によると、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

請求期間は、A事業所からB事業所に異動した時期であり、両事業所に継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間当時の勤務状況に関する具体的な陳述及び請求者と同時に異動したとする同僚の回答から判断すると、請求者は、B事業所及びそのグループ会社に継続して勤務し(昭和42年2月1日にA事業所からB事業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における昭和41年12月の厚生年金保険の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業・法人登記簿謄本によると、A事業所は、平成11年1月\*日に合併のため解散し、その後、合併先の事業所も解散していることが確認できる上、A事業所の請求期間当時の事業主及び同社が合併した事業所の解散時の事業主はいずれも死亡していることから、昭和42年1月31日から同年2月1日までの期間に係る請求者の届出及び保険料納付について回答を得ることはできないが、昭和42年1月31日から同年2月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和42年2月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを昭和42年1月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年1月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和42年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料につ

いて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。